

平成25年度

第166回宮城県都市計画審議会議案書

平成25年10月

宮城県都市計画審議会

第166回宮城県都市計画審議会

と き 平成25年10月10日(木)

午前10時30分

と ころ 宮城県行政庁舎

4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第165回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2287号ほか 6件

4 閉 会

目 次

1 報 告

第165回宮城県都市計画審議会議案の処理について ……………	3
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2287号 石巻広域都市計画道路の変更について ……	4
議案第2288号 大崎広域都市計画道路の変更について ……	7
議案第2289号 仙塩広域都市計画緑地の変更について ……	10
議案第2290号 仙塩広域都市計画下水道の変更について …	13
議案第2291号 大崎広域都市計画下水道の変更について …	16
議案第2292号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の 一部改正等について ……	19
議案第2293号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区 被災市街地復興土地区画整理事業の事 業計画に対する意見書について ……	別冊

第165回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2286号	石巻市	石巻広域都市計画道路の変更について	平成25年8月23日 宮城県告示第744号

石巻広域都市計画道路の変更について

根拠条文：東日本大震災復興特別区域法第48条第7項
都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画道路の変更
[女川町復興整備計画（宮城県決定）]

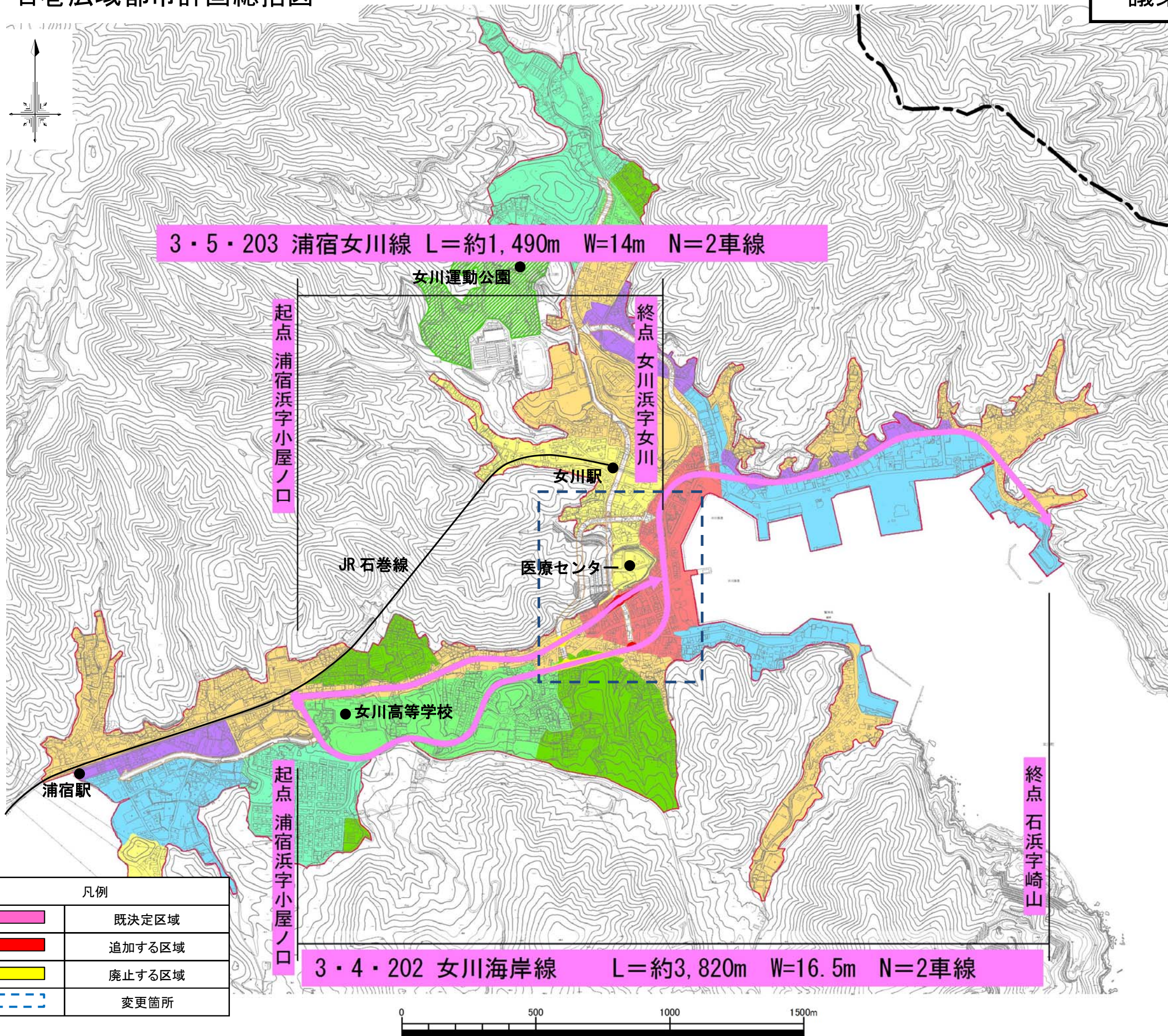
都市計画道路中 3・4・202 号 女川海岸線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経路地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・202	女川海岸線	女川町 浦宿浜 字小屋 ノ口	女川町 石浜 字崎山	女川町 女川浜 字女川	約 3,820m	地表式	2 車線	16.5m	幹線街路と平面交差 8 箇所	・区域の一部 変更
	3・5・203	浦宿女川線	女川町 浦宿浜 字小屋 ノ口	女川町 女川浜 字女川	女川町 鷺神浜 字大道	約 1,490m	地表式	2 車線	14m	幹線街路と平面交差 3 箇所	・区域の一部 変更

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

女川町決定の都市計画道路 3・4・204 号堀切山駅前線について土地利用計画の変更に伴い路線位置を変更するため、交差する 3・4・202 号女川海岸線及び 3・5・203 号浦宿女川線の一部区域の変更を行う。



3・5・203 浦宿女川線 L=約1,490m W=14m N=2車線

3・4・202 女川海岸線 L=約3,820m W=16.5m N=2車線

石巻広域都市計画道路の変更（女川町）

大崎広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

大崎広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中 3・5・12 号並柳福浦線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・12	並柳福浦線	大崎市古川北稲葉二丁目	大崎市古川江合寿町一丁目	大崎市古川七日町	m 2,670	地表式	2車線	m 12	<ul style="list-style-type: none"> ・JR陸羽東線と平面交差 ・幹線街路と平面交差5箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部区間の幅員及び区域の変更 ・車線数の決定 (変更前) 幅員：12m 車線数：1 (変更後) 幅員：18m 車線数：2

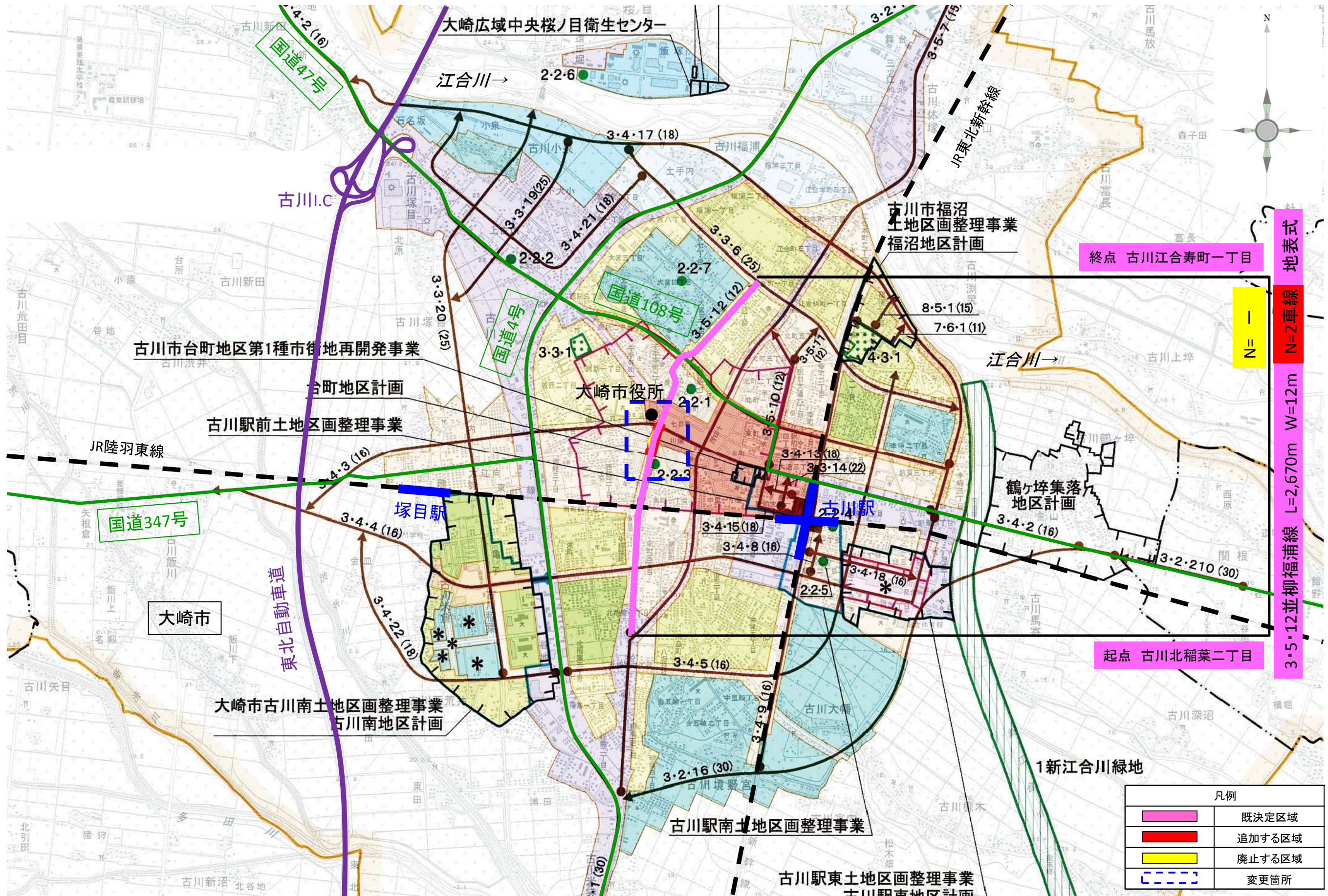
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：「大崎市中心市街地復興まちづくり計画」等に基づき、古川七日町及び古川三日町一丁目地内の区間について歩行者が安全に安心して快適に歩ける歩道空間を確保するために幅員を12mから18mに変更するとともに区域についての都市計画を変更する。

また、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）に基づき、車線数を2車線に定めるものである。

大崎広域都市計画総括図(大崎市都市計画総括図)

議案第2288号



大崎広域都市計画道路の変更(大崎市)

仙塩広域都市計画緑地の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画緑地の変更（宮城県決定）

都市計画緑地中第1号多賀城緑地を次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	緑地名			
1	多賀城緑地	多賀城市大代一丁目 多賀城市大代六丁目 七ヶ浜町湊浜	約 24.3ha	変更前面積 約 25.4ha

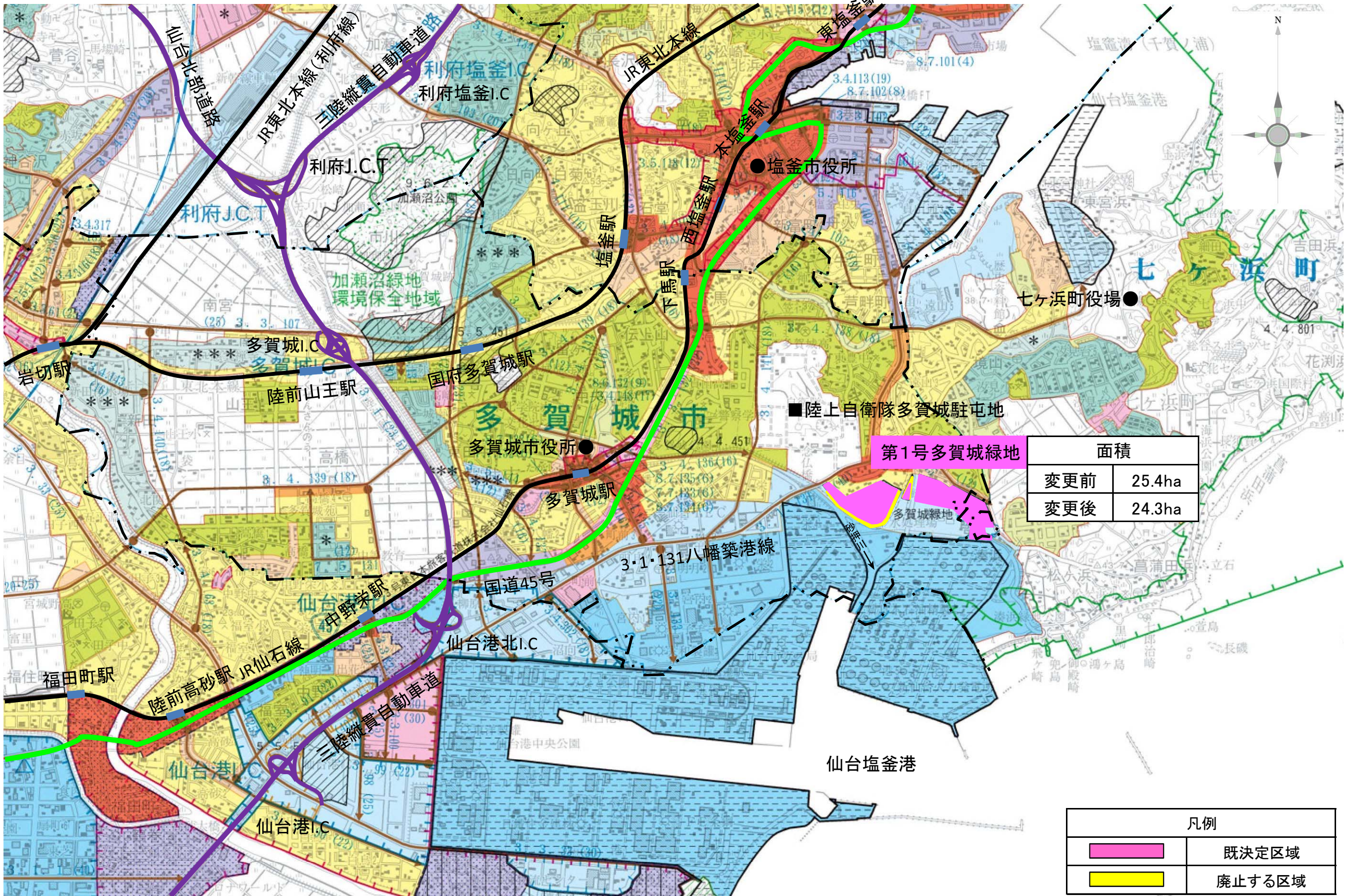
「区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災の災害復旧事業により、多賀城緑地に隣接する砂押川等の河川堤防を嵩上げする必要があり、それに伴い緑地の一部を河川用地として利用するため、区域の一部を廃止するもの。

仙塩広域都市計画総括図

議案第2289号



仙塩広域都市計画緑地の変更（多賀城市・七ヶ浜町）

仙塩広域都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画下水道の変更（宮城県決定）

仙塩広域都市計画下水道「4. その他の施設」中 仙塩中央処理場を次のように変更する。

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
仙塩中央処理場	多賀城市大代 1 丁目及び大代 6 丁目、七ヶ浜町湊浜字新田前及び湊浜字正監	面積 約 221,260 m ² 面積 約 208,890 m²

「区域は計画図表示のとおり」

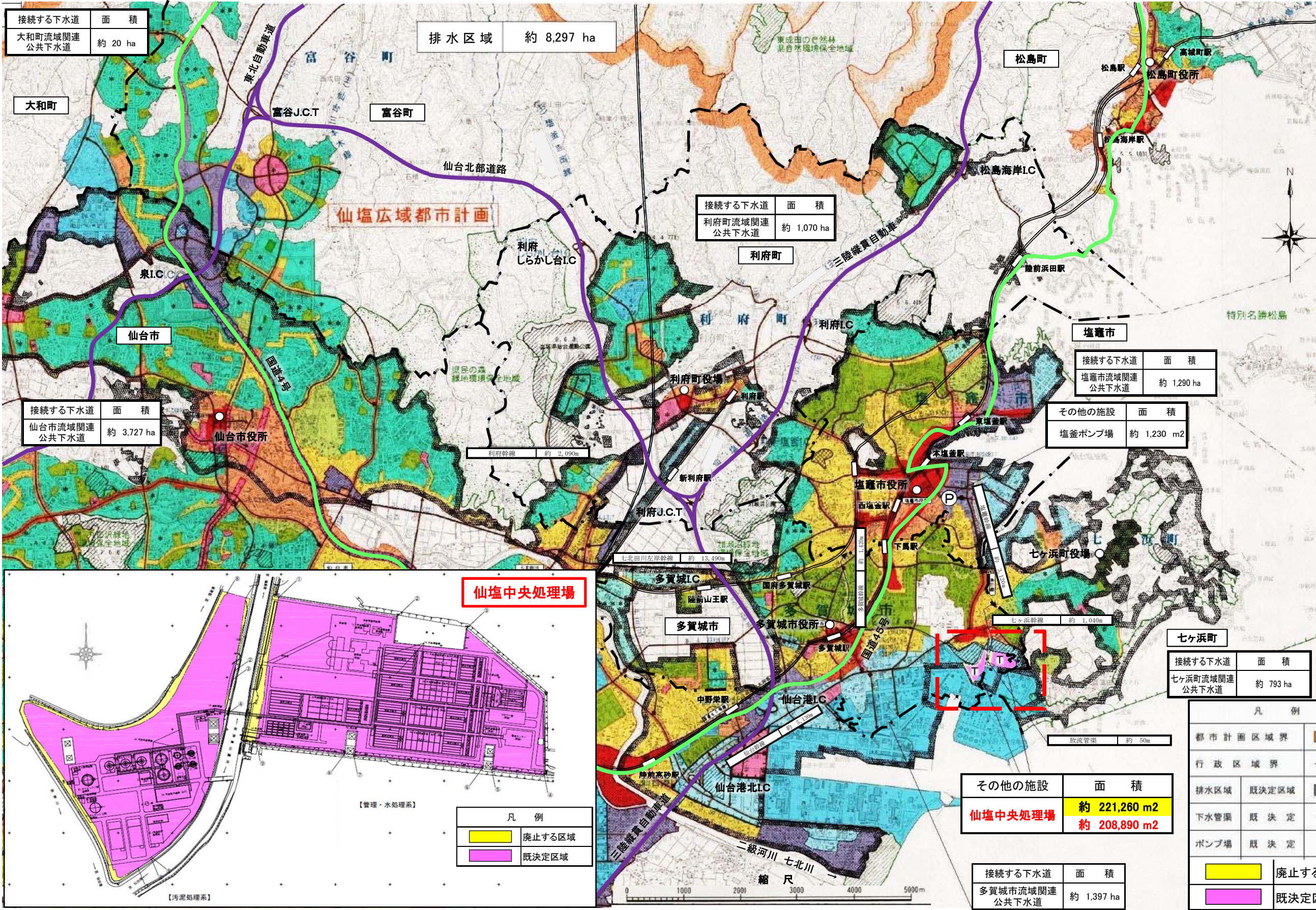
理 由

東日本大震災後の災害復旧事業により、処理場用地に接する河川は堤防の嵩上げを行う計画である。これに伴い処理場用地の一部が河川用地となることから、仙塩流域下水道事業計画の見直しを行い、効率的な下水道整備を図るため、都市計画を変更するものである。

仙塩広域都市計画総括図

議案第2290号

仙塩広域都市計画下水道の変更（多賀城市・七ヶ浜町）



接続する下水道	面積
大和町流域関連公共下水道	約 20 ha

排水区域 約 8,297 ha

接続する下水道	面積
利府町流域関連公共下水道	約 1,070 ha

接続する下水道	面積
塩竈市流域関連公共下水道	約 1,290 ha

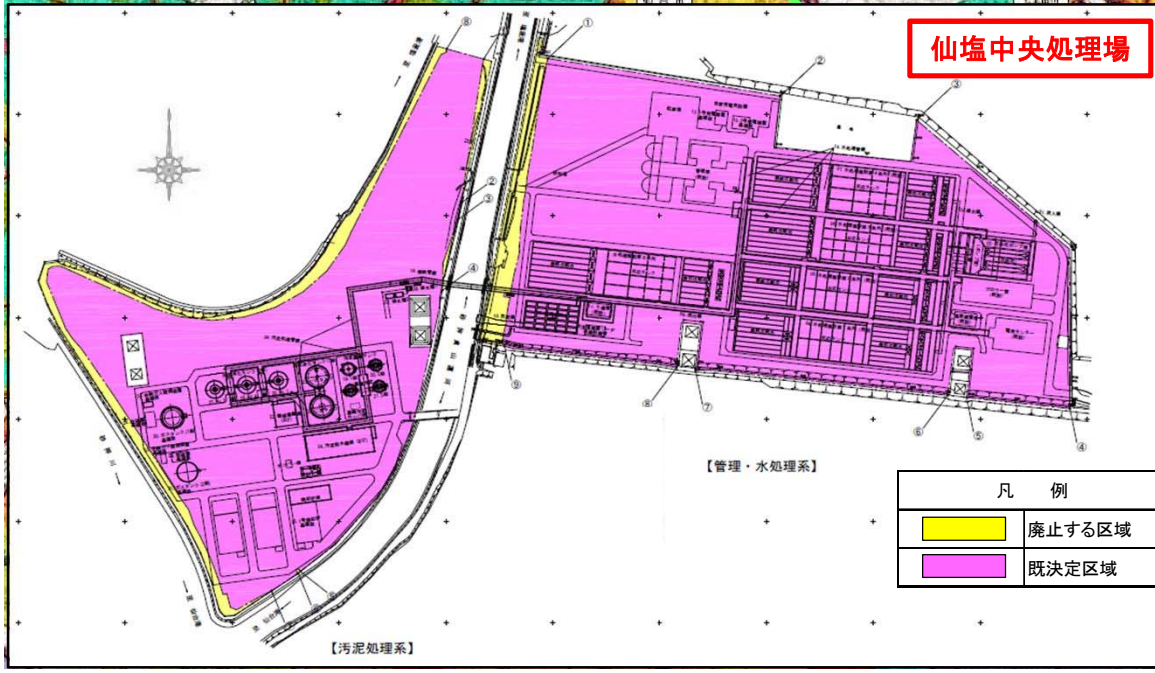
その他の施設	面積
塩釜ポンプ場	約 1,230 m ²

接続する下水道	面積
仙台市流域関連公共下水道	約 3,727 ha

接続する下水道	面積
七ヶ浜町流域関連公共下水道	約 793 ha

その他の施設	面積
仙塩中央処理場	約 221,260 m ²
	約 208,890 m ²

接続する下水道	面積
多賀城市流域関連公共下水道	約 1,397 ha



凡例	
黄色	廃止する区域
ピンク	既決定区域

凡例	
都市計画区域界	——
行政区域界	——
排水区域	既決定区域
下水管渠	既決定
ポンプ場	既決定 (P)
黄色	廃止する区域
ピンク	既決定区域

大崎広域都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

大崎広域都市計画下水道の変更

(宮城県決定)

大崎広域都市計画鳴瀬川流域下水道「4.その他施設」
中松山第1中継ポンプ場を廃止する。

4. その他の施設

名 称	位 置	備 考
(松山第1中継ポンプ場)	大崎市松山下伊場野字薬師	約 (250) m ²
—	—	—

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

効率的な下水道整備を図るため、鳴瀬川流域下水道全体計画の松山第1中継ポンプ場計画を見直したことに伴い、今回、松山第1中継ポンプ場を廃止する都市計画の変更を行うものである。

宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正等

○宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正

宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部を改正する規則

宮城県都市計画審議会議事運営規則（昭和44年12月9日審議会決定）の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第12条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

附 則

この規則は、平成25年10月10日から施行する。

○会議を非公開とする議案の廃止

会議を非公開とする議案を廃止する決定

会議を非公開とする議案（平成12年3月22日決定）は、廃止する。

理 由 東日本大震災による被災地をはじめとして、住民自らが暮らすまちのあり方について関心が高まり、まちづくりに住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっている。そのような中、土地区画整理事業の事業計画に対して提出される意見書も、提出者個人の権利に関わるものではなく、まちづくりの方針に対する内容であるものが多くなっている。このような内容については、特定の個人が識別される情報を含まずに審議を行うことが可能である。

このような状況を踏まえ、今後は、個々の議案の内容に応じて、会議の都度、情報公開条例の規定に基づき非公開を決定することとするため、上記改正及び廃止を行う。

宮城県都市計画審議会議事運営規則新旧対照表

新	旧
<p>宮城県都市計画審議会議事運営規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(常務委員会)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>宮城県都市計画審議会議事運営規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(会議の公開)</u></p> <p><u>第11条</u> 会議は、原則公開とする。ただし、会議において非公開とすることに決定された議案についての審議等を行うとき、及び議長が特に必要と認めるときは、非公開とする。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(常務委員会)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>